

○福津市公園条例

平成17年1月24日

条例第123号

改正 平成17年9月16日条例第172号

平成17年12月21日条例第182号

平成20年9月18日条例第36号

平成23年10月6日条例第18号

平成24年12月21日条例第16号

平成25年4月1日条例第19号

平成25年12月16日条例第32号

平成30年3月20日条例第12号

令和元年6月29日条例第14号

令和2年9月19日条例第26号

令和8年3月26日条例第23号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第1章の2 公園の設置基準(第3条の2—第3条の4)

第2章 公園の管理(第4条—第8条の3)

第3章 有料公園施設の利用(第9条—第10条の2)

第4章 市以外の者の公園施設の設置等(第11条—第15条)

第5章 公園の占用(第16条—第19条)

第6章 雑則(第20条—第25条)

第7章 罰則(第26条—第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、福津市が設置する公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公園」又は「公園施設」とは、法第2条第1項に規定する都市公園又は、同条第2項に規定する公園施設をいう。

(設置、変更及び廃止)

第3条 公園を設置し、その名称、位置若しくは区域を変更し、又は廃止するときは、市長は当該公園の名称、位置、区域(廃止する場合を除く。)その他必要と認める事項を公示しなければならない。

第1章の2 公園の設置基準

(公園の設置基準)

第3条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、この章の定めるところによる。

(住民1人当たりの公園の敷地面積の標準)

第3条の3 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(公園の配置及び規模の基準)

第3条の4 市が次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

第2章 公園の管理

(行為の制限)

第4条 公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が管理のため必要がある場合又は市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又

は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 公園をその用途外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園使用料)

第8条 第4条第1項の許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料の合計額を納付しなければならない。

(公園施設の建築面積に関する基準)

第8条の2 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定す

る建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設に関する制限等)

第8条の3 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

第3章 有料公園施設の利用

(有料公園施設の設置)

第9条 有料公園施設は、別表第2のとおりとする。

(有料公園施設の供用日時)

第9条の2 前条に掲げる有料公園施設を利用に供する日及び時間は、別表第3のとおりとする。ただし、管理上必要がある場合は、市長はこれを変更することができる。

(利用の許可)

第9条の3 別表第2に掲げる有料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条の4 市長は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により市長が指定管理者に公園の管理を行わせる場合は、第7条、前条及び第21条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て別表第3に掲げる供用日時を変更することができる。

(指定管理者の管理の基準)

第9条の5 指定管理者は、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に公園の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第9条の6 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料公園施設の利用の許可(その取消しを含む。)及び不許可に関すること。
- (2) 公園の運営に関すること。
- (3) 公園の維持管理に関すること。

(4) その他市長が必要と認める業務に関すること。

(指定管理者の指定の手続等)

第9条の7 指定管理者の指定の手続等については、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年福津市条例第158号)の規定を適用する。

(有料公園施設の使用料)

第10条 第9条の3の許可を受けた者は、別表第4に掲げる有料公園施設の使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第10条の2 第9条の4第1項の規定により市長が指定管理者に公園の管理を行わせる場合において、第9条の3の許可を受けた者は、前条に規定する使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

4 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第4章 市以外の者の公園施設の設置等

(資格)

第11条 法第5条第1項の規定により、公園において公園施設を設け、又は管理させることができる者は、市内に住所又は事務所を有する者でなければならない。

(許可申請書の記載事項)

第12条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設の設置許可申請の場合

ア 申請者の住所、氏名、職業及び電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、営業種目及び電話番号とする。以下同じ。)

イ 公園施設の種類及び数量

ウ 設置の目的

エ 設置の期間

オ 設置の場所

カ 公園施設の構造及び規模

キ 公園施設の管理方法

ク 工事の実施方法

ケ 工事の着手及び完了の時期

コ 公園の原状回復の方法

サ その他市長が指示する事項

- (2) 公園施設の管理許可申請の場合
 - ア 申請者の住所、氏名、職業及び電話番号
 - イ 公園施設の所在
 - ウ 公園施設の種類及び数量
 - エ 管理の目的
 - オ 管理の期間
 - カ 管理の方法
 - キ その他市長が指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更する許可申請の場合
 - ア 申請者の住所、氏名、職業及び電話番号
 - イ 変更する事項
 - ウ 変更する理由
 - エ その他市長が指示する事項

(公園施設設置占用料)

第13条 公園施設の設置の許可又は許可の更新の申請をする者は、別表第5に掲げる占用料の合計額を納付しなければならない。

(公園施設管理使用料)

第14条 公園施設を管理する者は、その使用する公園施設について別表第6に掲げる使用料の合計額を納付しなければならない。

(公園施設の設置又は管理の休止及び廃止)

第15条 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、公園施設の設置又は管理を休止しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、公園施設の設置又は管理を廃止しようとするときは、廃止の日の10日前までに理由を付して市長に届け出なければならない。

第5章 公園の占用

(占用許可申請書の記載事項)

第16条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名、職業及び電話番号
- (2) 工作物その他の物件又は施設(以下「物件」という。)の種類
- (3) 占用面積又は占用物件の数量
- (4) 占用の目的
- (5) 占用の期間
- (6) 占用の場所
- (7) 占用物件の管理方法
- (8) 工事の実施方法
- (9) 工事の着手及び完了の時期
- (10) 公園の原状回復の方法

- (11) その他市長が指示する事項
(軽易な変更事項)

第17条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(占用料)

第18条 公園を占用する者は、福津市道路占用料条例(平成17年福津市条例第125号)第2条に規定する占用料の額を納付しなければならない。
(設計書等)

第19条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

第6章 雑則

(使用料等の不還付)

第20条 既納の使用料及び占用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(監督処分)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に、著しい支障が生じた場合
(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上、やむを得ない必要が生じた場合

(原状回復)

第21条の2 第4条第1項に規定する行為をした者又は公園施設等を利用した者は、その行為又は利用を終えたときは、速やかに当該公園施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第21条の3 公園施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければな

らない。ただし、その損害を賠償することが適当でないとき市長が認めるときは、この限りでない。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第21条の4 法第27条第5項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため市長が必要と認める事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第21条の5 法第27条第5項の規定による公示は、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、市役所の掲示場に掲示すること。
 - (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第21条の8において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市広報誌に掲載すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、これを関係者に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第21条の6 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第21条の7 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、別に定める方法により売却するものとする。

(保管した工作物等を返還する場合の手続)

第21条の8 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定により、これらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料等の減免)

第23条 市長は、公益上その他必要があると認めるときは、使用料及び占用料の全部又は一部を免除することができる。

(公園予定区域等についての準用)

第24条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 罰則

(過料)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項又は第3項(第24条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して、第4条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条(第24条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第21条第1項又は第2項(第24条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第27条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第29条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行うものは、この章の

規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の福間町都市公園条例(平成4年福間町条例第20号)又は津屋崎町における公園の設置及び管理に関する条例(平成2年津屋崎町条例第12号)(次項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年9月16日条例第172号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の福津市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年12月21日条例第182号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月18日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の福津市公園条例別表第3の供用時間の欄の規定については、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の福津市公園条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年10月6日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日条例第19号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月16日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例(下水道条例を除く。)は、この条例の施

行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月20日条例第12号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月29日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年9月19日条例第26号)

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和8年3月26日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福津市公園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和9年4月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間になされる別表第4の施設の利用に係る使用料については、当該各号のとおりとする。
 - (1) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 附則別表第1のとおり
 - (2) 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで 附則別表第2のとおり
 - (3) 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで 附則別表第3のとおり

附則別表第1

有料公園施設使用料

公園名	施設名	利用区分	施設使用料(円)		照明使用料(円)	
			市内者	市外者	市内者	市外者
福津市総合運動公園	野球場	全面/時間	1,140	2,420	2,280	4,840
	テニスコート (オムニ)	1面/時間	250	520	470	960
	テニスコート	1面/時間	240	480	—	—

	(クレー)					
	弓道場	個人／時間	120	240	120	240
		専用／時間	570	1,200	570	1,200
	多目的グラウンド	半面／時間	570	1,200	—	—
		全面／時間	1,140	2,420	—	—
	アーチェリー場	個人／時間	120	240	—	—
		専用／時間	570	1,200	—	—
久末総合公園	野球場	全面／時間	1,140	2,420	—	—
	テニスコート (オムニ)	1面／時間	250	520	—	—
あんずの里運動公園	野球場	全面／時間	470	960	—	—
	テニスコート (クレー)	1面／時間	190	380	—	—
	多目的グラウンド	半面／時間	280	600	—	—
		全面／時間	570	1,200	—	—
宮の元公園(ふれあいの里・シルバークーパーク)	管理棟会議室 (小会議室)	1時間	220	440		
	宮の元1号棟	1時間	220	440		
	宮の元1号棟 冷暖房	1時間	170	340		
	宮の元1号棟 陶芸窯(素焼)	1台／1回	1,650	3,300		
	宮の元1号棟 陶芸窯(本焼)	1台／1回	1,980	3,960		
	宮の元1号棟 電動ろくろ	1台	120	240		
	宮の元2号棟	1時間	220	440		

	宮の元2号棟 冷暖房	1時間	230	460
	宮の元3号棟	1時間	220	440
	宮の元3号棟 冷暖房	1時間	180	360

備考

- 1 1時間を単位として利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。
- 2 宮の元公園における陶芸窯利用時のガス料金は、実費負担とする。
- 3 市内者とは、市内に居住する者、又は市内の事業所をいい、市外者とは市内者以外の者をいう。

附則別表第2

有料公園施設使用料

公園名	施設名	利用区分	施設使用料(円)		照明使用料(円)	
			市内者	市外者	市内者	市外者
福津市総合運動公園	野球場	全面/時間	1,160	2,420	2,330	4,840
	テニスコート (オムニ)	1面/時間	250	520	470	960
	テニスコート (クレイ)	1面/時間	240	480	—	—
	弓道場	個人/時間	120	240	120	240
		専用/時間	580	1,200	580	1,200
	多目的グラウンド	半面/時間	580	1,200	—	—
		全面/時間	1,160	2,420	—	—
	アーチェリー場	個人/時間	120	240	—	—
専用/時間		580	1,200	—	—	
久末総合公園	野球場	全面/時間	1,160	2,420	—	—
	テニスコート (オムニ)	1面/時間	250	520	—	—
あんずの里運動公園	野球場	全面/時間	470	960	—	—
	テニスコート (クレイ)	1面/時間	190	380	—	—
	多目的グラウンド	半面/時間	290	600	—	—
		全面/時間	580	1,200	—	—
宮の元公園(ふれあいの里・シルバーク)	管理棟会議室 (小会議室)	1時間	220	440		
	宮の元1号棟	1時間	220	440		

宮の元1号棟 冷暖房	1時間	170	340
宮の元1号棟 陶芸窯(素焼)	1台/1回	1,650	3,300
宮の元1号棟 陶芸窯(本焼)	1台/1回	1,980	3,960
宮の元1号棟 電動ろくろ	1台	120	240
宮の元2号棟	1時間	220	440
宮の元2号棟 冷暖房	1時間	230	460
宮の元3号棟	1時間	220	440
宮の元3号棟 冷暖房	1時間	180	360

備考

- 1 1時間を単位として利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。
- 2 宮の元公園における陶芸窯利用時のガス料金は、実費負担とする。
- 3 市内者とは、市内に居住する者、又は市内の事業所をいい、市外者とは市内者以外の者をいう。

附則別表第3

有料公園施設使用料

公園名	施設名	利用区分	施設使用料(円)		照明使用料(円)	
			市内者	市外者	市内者	市外者
福津市総合運動公園	野球場	全面/時間	1,180	2,420	2,370	4,840
	テニスコート(オムニ)	1面/時間	260	520	480	960
	テニスコート(クレイ)	1面/時間	240	480	—	—
	弓道場	個人/時間	120	240	120	240
		専用/時間	590	1,200	590	1,200
	多目的グラウンド	半面/時間	590	1,200	—	—
		全面/時間	1,180	2,420	—	—
アーチェリー場	個人/時間	120	240	—	—	
	専用/時間	590	1,200	—	—	
久末総合公園	野球場	全面/時間	1,180	2,420	—	—
	テニスコート	1面/時間	260	520	—	—

	(オムニ)					
あんずの里運動公園	野球場	全面／時間	480	960	—	—
	テニスコート (クレー)	1面／時間	190	380	—	—
	多目的グラウンド	半面／時間	290	600	—	—
		全面／時間	590	1,200	—	—
宮の元公園(ふれあいの里・シルバーク)	管理棟会議室 (小会議室)	1時間	220	440		
	宮の元1号棟	1時間	220	440		
	宮の元1号棟 冷暖房	1時間	170	340		
	宮の元1号棟 陶芸窯(素焼)	1台／1回	1,650	3,300		
	宮の元1号棟 陶芸窯(本焼)	1台／1回	1,980	3,960		
	宮の元1号棟 電動ろくろ	1台	120	240		
	宮の元2号棟	1時間	220	440		
	宮の元2号棟 冷暖房	1時間	230	460		
	宮の元3号棟	1時間	220	440		
	宮の元3号棟 冷暖房	1時間	180	360		

備考

- 1 1時間を単位として利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。
- 2 宮の元公園における陶芸窯利用時のガス料金は、実費負担とする。
- 3 市内者とは、市内に居住する者、又は市内の事業所をいい、市外者とは市内者以外の者をいう。

別表第1(第8条関係)

公園使用料

区分	単位	期間	公園使用料(円)
物品の販売、募金その他これに類するもの	1件	1日	110
業として写真を撮影するもの	1件	1日	550
業として映画を撮影するもの	1件	1日	1,100
競技会、展示会、集会その他これらに	1件	1日	1,100

類する催しを行うもの			
------------	--	--	--

別表第2(第9条関係)

有料公園施設

公園名	公園施設名
福津市総合運動公園	野球場
	テニスコート(オムニ)
	テニスコート(クレイ)
	弓道場
	多目的グラウンド
	アーチェリー場
久末総合公園	野球場
	テニスコート(オムニ)
あんずの里運動公園	野球場
	テニスコート(クレイ)
	多目的グラウンド
宮の元公園(ふれあいの里・シルバーパーク)	管理棟会議室(小会議室)
	宮の元1号棟
	宮の元2号棟
	宮の元3号棟

別表第3(第9条の2関係)

有料公園施設の供用日及び供用時間

公園名	施設名	供用時間
福津市総合運動公園	野球場	4月1日～10月31日 午前6時から午後9時まで
	テニスコート(オムニ)	
	弓道場	
	多目的グラウンド	11月1日～翌年3月31日 午前9時から午後9時まで
福津市総合運動公園	アーチェリー場	4月1日～10月31日 午前6時から午後7時まで
	テニスコート(クレイ)	
	多目的グラウンド	
	野球場	11月1日～翌年3月31日 午前9時から午後5時まで
久末総合公園	野球場	4月1日～10月31日 午前6時から午後7時まで
	テニスコート(オムニ)	
あんずの里運動公園	野球場	1月4日～12月28日 午前9時から午後5時まで
	テニスコート(クレイ)	
	多目的グラウンド	

宮の元公園(ふれあいの里・シルバーパーク)	管理棟会議室(小会議室) 宮の元1号棟 宮の元2号棟 宮の元3号棟
-----------------------	--

別表第4(第10条関係)

有料公園施設使用料

公園名	施設名	利用区分	施設使用料(円)		照明使用料(円)	
			市内者	市外者	市内者	市外者
福津市総合運動公園	野球場	全面/時間	1,210	2,420	2,420	4,840
	テニスコート(オムニ)	1面/時間	260	520	480	960
	テニスコート(クレー)	1面/時間	240	480	—	—
	弓道場	個人/時間	120	240	120	240
		専用/時間	600	1,200	600	1,200
	多目的グラウンド	半面/時間	600	1,200	—	—
		全面/時間	1,210	2,420	—	—
	アーチェリー場	個人/時間	120	240	—	—
専用/時間		600	1,200	—	—	
久末総合公園	野球場	全面/時間	1,210	2,420	—	—
	テニスコート(オムニ)	1面/時間	260	520	—	—
あんずの里運動公園	野球場	全面/時間	480	960	—	—
	テニスコート(クレー)	1面/時間	190	380	—	—
	多目的グラウンド	半面/時間	300	600	—	—
		全面/時間	600	1,200	—	—
宮の元公園(ふれあいの里・シルバーパーク)	管理棟会議室(小会議室)	1時間	220	440		
	宮の元1号棟	1時間	220	440		
	宮の元1号棟 冷暖房	1時間	170	340		
	宮の元1号棟 陶芸窯(素焼)	1台/1回	1,650	3,300		
	宮の元1号棟 陶芸窯(本焼)	1台/1回	1,980	3,960		
	宮の元1号棟	1台	120	240		

電動ろくろ				
宮の元2号棟	1時間	220	440	
宮の元2号棟 冷暖房	1時間	230	460	
宮の元3号棟	1時間	220	440	
宮の元3号棟 冷暖房	1時間	180	360	

備考

- 1 1時間を単位として利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。
- 2 宮の元公園における陶芸窯利用時のガス料金は、実費負担とする。
- 3 市内者とは、市内に居住する者、又は市内の事業所をいい、市外者とは市内者以外の者をいう。

別表第5(第13条関係)

公園施設を設置する場合

区分	単位	占用料(円)
建築物である公園施設	1平方メートルにつき 1月	150
建築物でない公園施設	1平方メートルにつき 1月	70

別表第6(第14条関係)

公園施設を管理する場合

区分	単位	使用料(円)
売店、軽飲食店その他これらに類する公園施設	1平方メートルにつき 1月	160
上記以外の建築物である公園施設	1平方メートルにつき 1月	80